

第5章 基本方針を実現するための施策

1. 家庭から出る生ごみの100%の資源化を推進します

(1) 資源化方法として、家庭での処理を優先し、肥料などとして利用します。

①家庭用生ごみ処理機器の普及

家庭での生ごみの自家処理を進めるために、家庭用生ごみ処理機の普及を促進します。また、利用者のフォローアップを行い、継続的に使用できるようにしていきます。

②集合住宅や地域への大型生ごみ処理機の導入

大型の処理機の集合住宅や地域への導入を進めます。その処理物もできる限り地域内で利用できるようにします。

③自家処理モデル地域での実施

生ごみを家庭内で処理・活用する際の問題点等を把握し、家庭内処理の普及を進めるために、自家処理モデル地域を選定して、生ごみ資源化実験を実施します。

④市民農園等の利用者への普及

市民農園利用者に対し、生ごみ処理機の処理物の利用を進めるための方策を検討します。

(2) 家庭で利用しきれない生ごみ処理物を集めて肥料化^{*1}します。

①生ごみ処理物の肥料化

生ごみを自家処理しても処理物を自分で利用しきれない場合には、それを回収します。当面の回収場所としては「地域のリサイクル広場」等を想定し、量が多くなった場合には別途検討します。肥料化施設で集めた処理物で肥料を製造します。

②市内農家の生ごみ肥料の利用普及

製造した肥料は、市内の農家が積極的に利用できるように、農業関係者との連携を進めます。

(3) 肥料としての資源化に適さない生ごみを集めてバイオガス化^{*2}します。

①バイオガス化技術の調査・研究

肥料としての資源化に適さない生ごみを可燃ごみとして集め、それの中から生ごみだけを機械選別した上で、バイオガス化します。得られたバイオガスを発電などによりエネルギーとして利用します。そのために、バイオガス化の技術動向や導入事例及び残さ等の有効利用についての調査・研究を進め、町田市に適合した方法を検討します。

*¹ 資料編 41 ページ参照

*² 資料編 43 ページ参照

②バイオガス化の実施

調査・研究をもとに、生ごみの100%資源化のためにバイオガス化施設を設置し、運営します。

表5 市民・事業者・行政の協働のイメージ

実施内容	市民	事業者	行政(市)
(1)① 家庭用生ごみ処理機の普及	生ごみ処理機の購入・利用	(処理機器販売店) 消費者への購入PR	処理機購入のPR・助成制度等
(1)② 集合住宅や地域への大型の生ごみ処理機の導入	処理機の導入、生ごみの分別・排出	(処理機器販売店) 消費者への購入PR	大型処理機の設置、維持費等の支出
(1)③ 自家処理モデル地域での実施	(モデル地域の市民) 自家処理		(モデル地域で)市民へPR (市全体に対して)取り組み報告
(1)④ 市民農園等の利用者への普及	(市民農園等の利用者) 生ごみ自家処理実施		施策の検討・実施
(2)① 生ごみ処理物の肥料化	生ごみ処理物の保管、排出		肥料化プラントの建設、生ごみ処理物の回収、肥料化
(2)② 市内農家の生ごみ肥料の利用普及	できた農産物の利用	(市内農家)生ごみ肥料の利用	生ごみ肥料の普及
(3)① バイオガス化技術の調査・研究			調査研究及び情報公開
(3)② バイオガス化の実施	生ごみの排出		施設の設置、運営

2. プラスチックごみの減量・資源化を推進します

(1) プラスチックごみの発生抑制を図ります。

プラスチックごみを減らすため、過剰な包装の商品を購入しないようにPRします。レジ袋の削減のためにマイバックの普及を図るとともに、小売事業者への働き掛けを行います。

(2) 容器包装プラスチックごみは、安全性に配慮しながら容器包装リサイクル法※に則って資源化します。

①容器包装プラスチックごみの分別収集

家庭内で不要となった容器包装プラスチックごみは、容器包装リサイクル法に則ってリサイクルするために分別収集します。容器包装プラスチックは発生抑制を推進するという観点から有料袋での収集とし、また、異物混入を防ぐ等排出者の責任を明確にするという観点から戸別収集とします。なお、「リサイクル広場まちだ」などで無料で回収し、努力する市民の負担を軽減する方法を講じます。

収集方法は、有料袋での戸別収集とし、収集頻度は1週間に1回とします。

②容器包装プラスチックごみの圧縮梱包

集めた容器包装プラスチックごみは、安全に配慮しながら圧縮梱包し、容器包装リサイクル法に則って、リサイクルします。

(3) その他のプラスチックごみ(製品等)も資源化ルートを拡充します。

容器包装以外のその他のプラスチックは、材質ごとに集めることにより、資源として有効利用が可能です。粗大ごみとして集められたごみの中で選別しやすい品目を定めてリサイクルをします。また、「リサイクル広場まちだ」においても品目を定めて回収を進めます。

表6 市民・事業者・行政の協働のイメージ

実施内容		市民	事業者	行政(市)
(1)	プラスチックごみの発生抑制	過剰包装でない商品の選択、レジ袋の受取り辞退	(販売店)過剰包装の自粛 過剰包装でない商品の選択、レジ袋辞退への誘導策、納入業者への働きかけ	販売事業者等へ過剰包装の自粛の要請・指導 消費者への簡易包装の選択のPR
(2)①	容器包装プラスチックごみの分別収集	容器包装の分別・保管・排出		容器包装プラスチックごみの回収・資源化
(2)②	容器包装プラスチックごみの圧縮梱包	施設の運転についての関心		処理の実施 発生ガスの測定と公開
(3)	その他のプラスチックごみ(製品等)の資源化ルートの拡充	製品プラスチックの分別・保管・持込	(販売者)販売時点でのリサイクルのPR	製品プラスチックのリサイクルのPR

* 資料編 40 ページ参照

3. 市民、事業者、行政の協働を進めます

(1) 計画を推進するために市民・事業者・行政の責任を明確にし、協働の場づくりをします。

◆町田市らしい協働の場の創設

市民・事業者・行政が協働してごみ減量・資源化に取り組む場づくりをします。協働の場の要件は、いろいろな人からの意見を聞くことができ、事業者も参加してもらえ、市民・事業者・行政の三者が対等に話し合って、実施できるような場とし、テーマごとに取り組めるようなものとします。

取り組みの例としては以下のようないわゆる「（仮）ごみの広場」を展開

市民同士がホームページ上で意見を交したり、情報交換が出来る場を設けます。

○啓発・PRの強化

ごみ問題に関心がない人にも関心を持つてもらうために様々な形での啓発活動を進めます。例えば市民、事業者が共に減量を考えるきっかけになる広報紙の発行や、町内会・自治会単位での勉強会の支援等を進めます。

○ごみ減量に関する市民提案制度・発表会開催

家庭や事業所で実施されているごみ減量の工夫を積極的に提案いただけるような制度をつくります。また広く市民に知りたい発表会を開催します。

○レジ袋の削減

レジ袋削減方法について、共に考える連絡会を設けます。

(2) リサイクル広場の増設等ごみ減量の取り組みを協働で進めます。

①イベントにおけるごみの減量

イベント時のごみ減量を図るために、リユース食器等の利用や分別ステーションを設ける等の「イベント時のルール」を定めて広めます。

②地域リサイクル広場の利用推進

だれでも資源を持ち込む「リサイクル広場まちだ」の利用を促進するために、地域にも設置を進めます。

③古紙等有価物の一括処理の推進

事業所での紙ごみのリサイクルを進めるために、分別品目や回収方法を定めるなど、「オフィス町内会」方式での回収を推進します。

(3) 環境学習や普及啓発活動を協働で進めます。

①市民・事業者向けへのごみ排出抑制の普及

家庭や事業所からごみとなるものを排出しないようにするための具体的な方法を伝える等して、発生抑制・排出抑制の普及を図ります。また、集積所での分別指導や

第1部 ごみの減量資源化計画

第5章 基本方針を実現するための施策

事業系の持込でのチェック（事業系ごみ検査）を今後とも継続してごみ排出抑制の指導を進めます。

②環境に関する情報の共有

本計画や計画の進捗状況、その他環境に関する情報を広報やホームページ等で周知の徹底を図り、情報の共有を図ります。

③小学校での環境学習の推進

教育委員会と連携し、ごみや環境について体系的に学習できるようにします。また、小学校等に大型生ごみ処理機を設置して、生ごみの資源化について具体的に学べるようにします。

④出前講座の充実

ごみ減量・資源化について具体的な方法等を理解してもらうために、地域や学校での出前講座を進めます。出前講座の実施に当たっては市民と協働して実施します。

⑤廃棄物減量等推進員制度の拡充

すでに地域ごとに任命し活動してもらっている「廃棄物減量等推進員」の制度を拡充し、事業者にも廃棄物減量等推進員を設けます。また個別のテーマで積極的に推進している人たちにも、廃棄物減量等推進員として活動してもらえるようにします。

表7 市民・事業者・行政の協働のイメージ

実施内容		市民	事業者	行政(市)
(1)	町田市らしい協働の場の創設	協働の場への参加	協働の場への参加	検討会の開催 協働の場への参加
(2)①	イベントにおけるごみ減量	イベント企画におけるごみ減量・分別の工夫 リユース食器や分別ステーションの利用	イベント企画におけるごみ減量・分別の工夫 リユース食器や分別ステーションの利用	イベント企画におけるごみ減量・分別の工夫 イベントにおけるごみ減量ルールの普及
(2)②	地域リサイクル広場の利用推進	地域リサイクル広場を運営協力・利用	地域リサイクル広場を運営協力・利用	地域リサイクル広場を増設
(2)③	古紙等有価物の一括処理の推進	—	「オフィス町内会」の設立・運営 「オフィス町内会」への加入・古紙の排出	「オフィス町内会」の結成コーディネート促進
(3)①	市民・事業者向けへのごみ排出抑制の普及	排出抑制の実施	排出抑制の実施	市民・事業者ごみ排出抑制に向けたキャンペーン展開
(3)②	環境に関する情報の共有	(仮)環境広報作成への参加・利用	(仮)環境広報の利用	(仮)環境広報を発行
(3)③	小学校での環境学習の推進	環境学習副読本作成への参加・利用	—	環境学習副読本の作成・配布
(3)④	出前講座の充実	出前講座への協力・受講	出前講座への協力・受講	出前講座の企画・実施
(3)⑤	廃棄物減量等推進員制度の拡充	廃棄物減量等推進員として活動	廃棄物減量等推進員として活動	廃棄物減量等推進員への情報提供・協働

4. 次世代型のリサイクル施設を整備し、ごみ処理の円滑な運営を進めます

(1) 生ごみ・プラスチックごみ等を安全に処理し、温暖化防止のためエネルギー回収を進めます。

①環境に配慮した清掃工場建替え

資源化の推進により可燃ごみ量は減少しますが、それでも資源化できないごみを安全に安定的に処理していくためには、老朽化した清掃工場を建て替えることが必要です。処理技術の動向を踏まえながら環境負荷の少ない方式を選定し、さらに可燃ごみの減量化により規模の縮小を目指します。また、施設では効率的な熱・エネルギーの回収を進め、周辺施設での有効活用に努めるようにします。

②環境に配慮したバイオガス化施設の建設

肥料としての資源化に適さない生ごみをバイオガス化するためのバイオガス化施設を建設します。施設の建設に当たっては環境に配慮し、市民の理解を得ながら進めます。

③回収した生ごみ処理物を肥料化するための施設の建設

家庭内で処理しきれなかった生ごみ処理物から生ごみ肥料を製造するための肥料化施設の建設を進めます。施設の建設に当たっては環境に配慮し、市民の理解を得ながら進めます。なお建設に際しては実証施設の整備から開始します。

④環境に配慮したプラスチック圧縮施設を建設

分別収集した容器包装プラスチックを容器包装リサイクル法に則って指定法人に引き渡すためには、異物の選別除去や圧縮梱包を行うことが必要となり、そのための施設を建設します。施設の建設に当たっては環境に配慮し、市民の理解を得ながら進めます。

(2) ビン・カンや金属、ガラス等を分別し、資源化するための総合資源化施設を整備します。

ビン・カンやペットボトル等の資源化処理を効率的に行い、環境学習の拠点ともなる総合資源化施設を建設します。

(3) 近隣自治体との協力を進めるとともに、広域連携を図ります。

①多摩ニュータウン環境組合との連携

町田の清掃工場の建て替を円滑に進めるため、多摩ニュータウン環境組合との連携を進めています。

②多摩地域の市町村との広域連携

不慮の事故や災害、及び施設の建て替えに備えて多摩地域の市町村と広域相互支援を進めます。

表8 市民・事業者・行政の協働のイメージ

実施内容	市民	事業者	行政(市)
(1)① 環境に配慮した清掃工場建設	○建設計画及び運転等への関心、理解、チェック	○建設計画及び運転等への関心、理解、チェック	清掃工場の建設
(1)② 環境に配慮したバイオガス化プラントの建設			バイオガスプラントの建設・運営
(1)③ 回収した生ごみ処理物を肥料化するための施設の建設			肥料化施設の建設・運営
(1)④ 環境に配慮したプラスチック圧縮施設の建設			プラスチック圧縮施設の建設・運営
(2) 総合資源化施設の建設	総合資源化施設のあり方への意見		総合資源化施設の建設・運営
(3)① 多摩ニュータウン環境組合との連携	連携への理解		多摩ニュータウン環境組合との連携による処理
(3)② 多摩地域の市町村との広域連携	広域連携の理解		多摩地域の市町村との広域連携

5. ごみの発生抑制と排出抑制の取り組みを進めます

(1) 事業系ごみの減量・資源化を推進します。

①大・中規模事業者での減量・リサイクルの推進

市の清掃工場に持ち込まれて処理されている事業系の可燃ごみを減量するために、大中規模の事業者のごみの減量・資源化を進めます。特に大規模事業者に対しては「減量計画書」（廃棄物の減量及び再利用に関する計画）作成の義務付けを今後も継続します。

また、製造・販売事業者は、拡大生産者責任の考えに則り、資源として再利用できる材料を使った製品の開発、商品の販売を行うように指導します。

②個人情報の入った古紙の共同処理推進

個人情報の入った古紙等の機密文書は、ごみとして処理されている場合が多いのが現状です。機密性を担保しながら共同処理によりリサイクルを進めます。

③食品リサイクルの推進

飲食店やスーパー等から排出される生ごみは、食品リサイクル法^{※1}の対象となります。これらの食品関連事業者は、食品リサイクル法に則り減量・リサイクルを進めていきます。

特に、食品リサイクルを実施する事業者に対しては、家庭系生ごみ肥料化の情報等を提供し、事業系生ごみの肥料化を推進できるようにします。

④小規模事業者の資源回収の促進

少量の資源しか排出しない小規模事業者等の資源回収を促進するための仕組みづくりを進めます。

(2) 拡大生産者責任の考え方から製造・流通事業者にごみの発生抑制を働きかけます。

製造、販売事業者は商品の製造、販売時に過剰な包装（レジ袋を含む）を抑制していくように働きかけていきます。またレジ袋の削減のためにマイバック・マイバスケット^{※2}等の普及にも努めます。

(3) 家庭から出る生ごみやプラスチック以外のごみの減量・資源化を推進します。

①個人の取り組みを促す仕組みの導入

ごみ減量・資源化に取り組む市民や団体を表彰する等、個人や団体が取り組みやすい環境をつくります。

②生ごみの水切りの徹底

生ごみは水分率が80%以上あるといわれています。家庭や飲食店での水切りを進め

^{※1} 資料編 41 ページ参照

^{※2} マイバスケット：買い物時にスーパーとで使われているような自分のカゴ（色などはスーパーのものと異なるもの）を持参し、レジ打ち終了後は、そのカゴで持ち帰るというもの。レジ打ち後、袋に移し替えなくて済むために便利です。

るためのPRをします。また、水切り用具などの普及を進めます。

③地域資源回収の推進

地域資源回収は、ごみ減量という観点だけではなく、地域コミュニティの活性化にも寄与しており、今後とも積極的に推進していきます。

④紙類の資源化の推進

可燃ごみには、まだ資源化できる紙がたくさん含まれています。これらの紙類を古紙の日に排出してもらうようにPRを徹底します。

(4) 事業者の自主的なごみ減量・資源化の取り組みを促す制度を設けます。

①優良事業者の表彰・社名公表制度制定

ごみ減量・リサイクルに積極的な事業者を表彰や社名を公表する制度を設けるなど、事業者が取り組みやすい環境をつくります。

②事業系ごみ処理手数料の検討

事業系の持ち込み手数料は、市町村ごとに決めますが、処理料金が周辺市町村よりも安いと他の市町村のごみが持ち込まれる恐れがあります。また、ごみ処理料金が高くなると発生抑制の効果がいっそう高まるといわれています。このような観点から、事業系ごみ処理手数料の検討を行います。

表9 市民・事業者・行政の協働のイメージ

実施内容	市民	事業者	行政(市)
(1)① 大・中規模事業者の減量・リサイクルの推進	—	市の指導結果の反映	大・中規模事業者への指導強化
(1)② 個人情報の入った古紙の共同処理推進	—	共同処理の実施	共同処理のコーディネイト理解
(1)③ 食品リサイクルの推進	—	(食品関連事業者)食品リサイクル法に則った減量・リサイクル	食品リサイクル法の周知
(1)④ 小規模事業者の資源回収の促進		資源の分別、排出	少量の事業系資源回収制度導入
(2) 拡大生産者責任による過剰包装の抑制推進	過剰包装でない商品の選択	(販売店)過剰包装の自粛過剰包装を出ない商品の選択	過剰包装の抑制の指導・PR
(3)① 個人の取り組みを促す仕組みの導入	仕組みの利用		仕組みの検討・導入
(3)② 生ごみの水切りの徹底	生ごみの水切りの実施	(飲食店)生ごみの水切りの実施	水切りのPR、水きり用具の普及
(3)③ 地域資源回収の推進	地域資源回収の実施	—	地域資源回収の支援
(3)④ 紙類資源化の促進	古紙の日などに分別排出		分別のPR
(4)① 優良事業者の表彰・社名公表制度制定	—	優良事業者への努力	優良事業者の表彰・社名公表制度制定・実施
(4)② 事業系ごみ処理手数料の検討	—	検討の場への参加	情報の収集・検討の場の設定

第6章 分別収集区分と処理・処分

1. ごみ・資源の分別収集区分と収集・運搬

ごみ・資源の分別収集区分及び収集・運搬方法を下記に示します。新たに分別収集する品目は、容器包装プラスチックです。なお、生ごみ処理機の処理物を、「地域のリサイクル広場」などで回収し、肥料化します。

図16 ごみ・資源の収集運搬方法

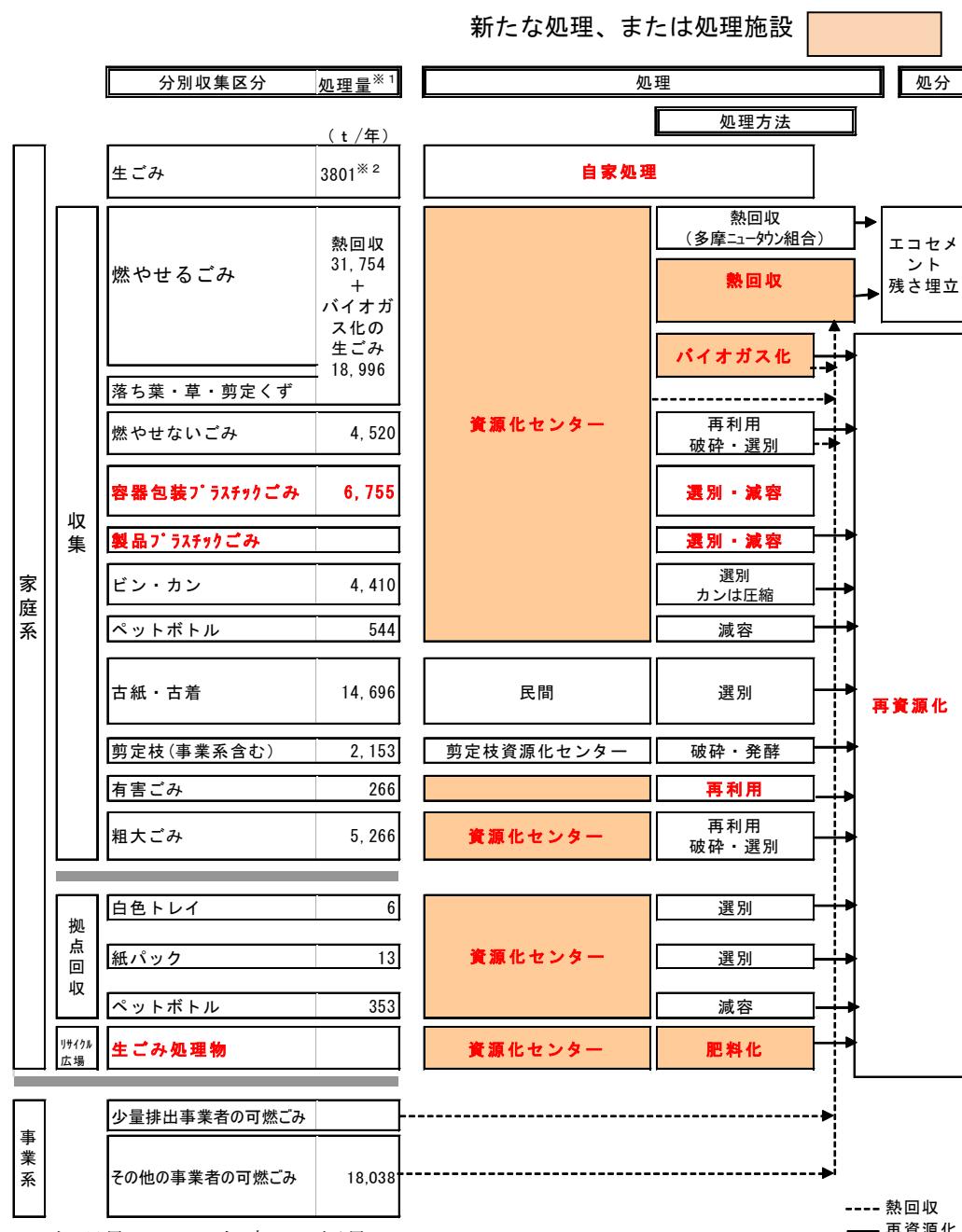
新たに分別収集する品目		
	分別収集区分	収集頻度
家庭系	生ごみ	(自家処理)
	燃やせるごみ	週2回
	落ち葉・草・剪定くず	
	燃やせないごみ	2週に1回
	容器包装プラスチック	週1回
	ビン・カン	週1回
	ペットボトル	2週に1回
	古紙・古着	週1回
	剪定枝	月2回
	有害ごみ	月2回
事業系	粗大ごみ	申込み制
	白色トレイ	
	紙パック	
	ペットボトル	拠点回収
	生ごみ処理物	リサイクル広場
事業系	少量排出事業者の可燃ごみ	週2回 戸別収集
	上記以外の事業者の可燃ごみ	焼却施設への自己搬入

2. 中間処理・最終処分

分別収集区分ごとの処理・処分の方法を下記に示します。家庭から出た燃やせるごみは、資源化施設で生ごみだけを機械選別してバイオガス化し、生ごみ以外は熱回収施設で処理します。

各資源化センターでは、肥料化、バイオガス化、ビン・カン選別・プラスチックの減容化を行います。

図 17 处理・処分



※1：処理量は2020年度の目標量

※2：生ごみの自家処理量は従来分の686t、新規分の3,115の合計

第7章 計画の推進

1. 計画の周知と進行管理

(1) 計画の周知・情報提供の推進

本計画の内容や計画目標を市の広報やホームページなどで周知徹底します。また達成状況を毎年定期的に公表するとともに、市民・事業者からの意見を募り、政策に反映していきます。

(2) 計画の進行管理

計画に従って施策が確実に実行されているか、施策が十分に効果を上げているか等の新たな観点から「廃棄物減量等推進審議会」を開催し、進捗点検を行います。

なお、進捗点検した結果を市の広報やホームページ、「一般廃棄物資源化実施計画※」等で公表します。

また、社会経済状況の変化や法令等の改正、上位計画の改定が行われた場合には、必要に応じて計画期間内であっても計画の見直し・改訂を行います。

2. 国や都・周辺市町村との連携

循環型社会形成に向けた取り組みは、町田市だけでは解決できない問題もあります。これらについては国や都の動向を見極め、周辺市町村と連携して取り組んでいきます。

* 一般廃棄物資源化実施計画：一般廃棄物資源化基本計画（本計画）にもとづいて、毎年の処理・資源化について計画したもの。